

金融資産及び金融負債の分離について

1. 概要

IASB/FASB は、2011 年 11 月以降、IFRS 第 9 号の限定的な改訂に関する検討を行っており、金融資産及び金融負債の分離については、2012 年 4 月会議において審議を行っている。以下、当該審議におけるスタッフ・ペーパー及びボードにおける審議をベースに、IASB/FASB による検討の概要について、紹介する。

- ・ 分類及び測定に関する取扱い
- ・ 分離を行うべきか
- ・ 分離についてのアプローチ
- ・ 分離方法に関する選択肢の検討
- ・ スタッフからの提案
- ・ 審議の結果

2. 分類及び測定に関する取扱い

- ・ IASB/FASB は、これまでの会議において、次の暫定決定を行っている。

（IASB 及び FASB の暫定決定 - 分類及び測定のアプローチ¹）

対 象	IASB の暫定決定/IFRS 第 9 号 ²	FASB の暫定決定
金融資産	次の 2 要件を満たす場合、償却原価測定に区分し、これに該当しない場合、公正価値測定とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約 CF 特性(元本と元本残高に対する利払いのみであるか³) ・ 事業モデル 	同左
金融負債	トレーディング目的で保有する金融負債(デリバティブ負債を含む)は FV-PL に区分し、それ以外については、償却原価測定に区分する。	次のいずれかの要件を満たす場合、FV-NI に区分し、これに該当しない場合、償却原価測定に区分する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の契約 CF 特性 ・ 事業戦略⁴(事業活動)

¹ 公正価値オプションについては、記述を割愛している。

² 金融資産については 2012 年 2 月会議における暫定決定を、金融負債については IFRS 第 9 号における定めを記載している。

³ 契約 CF が元本と元本残高に対する利払いのみでない場合でも、元本と利息の経済的関係についての修正の程度が、僅かな程度を上回る(more than insignificant deviation)ものでない場合、償却原価による測定区分が可能であるとされている。

⁴ 金融負債が、発行等の当初時点で移転を目的として保有されており、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有していること、金融負債がショートセールによるものであること。

（IFRS 第 9 号及び FASB の暫定決定 - 金融資産及び負債の分離）

対 象	IFRS 第 9 号	FASB の暫定決定
金融資産	分離しない（元利のみより構成されるかを規準に、全体を償却原価又は FV-PL で測定）	「密接に関連しているか」を規準に分離
金融負債	「密接に関連しているか」を規準に分離	同上

3. 分離を行うべきか

- 金融商品について分離を行うことについて、次のような見解が示されている。

（分離処理を支持する見解）

- **2つの会計単位** - 複合金融商品の構成要素は別個に管理され得る。このため、複数の会計単位として会計処理を行うことを通じて、商品から生じる CF の時期、金額、及び不確実性について最も関連性の高い情報を提供し得る。
- **不適切な純損益のボラティリティ** - 分離によって、純損益への不適切なボラティリティを軽減することが可能となる⁵。契約 CF を回収する目的で保有する複合商品の主契約には、償却原価測定の方がより適切との主張がある。
- **商品設計の機会** - 分離によって、商品設計の機会を減らすことが可能となる。
- **自己の信用リスク** - 分離を通じて、多くの金融負債の測定について自己の信用リスクの問題を解決することが可能となる。
- **ヘッジ会計** - 複合商品を分離することによって、組込デリバティブをヘッジ手段として使用することが可能となる。

（分離処理を支持しない見解）

- **1つの会計単位** - 複合金融商品は1つの契約として決済されるため、1つの会計単位として会計処理を行うことを通じて、商品から生じる CF の時期、金額、及び不確実性について最も関連性のある情報を提供し得る。商品を複数の構成要素に分解することは、会計上の目的のために「人工的」な商品を創造することになる。
- **複雑性** - 分離は、分類・測定モデルに対する例外を設けることになるため、財務報告（とりわけ、測定）に関する複雑性が高まる。また、特定の分離方法は、更なる測定の複雑性や分類・測定モデル全般における例外につながる。

⁵ 分離されない場合、契約 CF の回収を目的とする複合商品の全体が FVPL で測定されるが、このような場合、主契約を償却原価で測定することがより適切との見解。

- **公正価値オプション（FVO）** - 分離を要求する場合、企業がその複雑性を回避することを認めるために、FVO の適用範囲を拡大することが必要となり、結果として、企業間の比較可能性が低下する可能性がある。IASB/FASB が分離処理を含む選択肢を選択する場合、スタッフは、FVO への波及的影響に関する更なる分析を提示する予定。
- **De minimis の特性** - IASB/FASB は、元本と利息の関係を修正する要素がある場合でも、それが重大でない場合には商品全体を FVPL で測定することにならない旨を暫定決定している。このため、金融資産に関する分離処理の必要性が低下している。

4. 分離についてのアプローチ

(1) 金融商品の分離に関するアプローチ

- 金融商品の分離に関して、次の3つのアプローチが考えられる。
 - 分離しない
 - 元利（solely P&I に該当するか）をベースに分離する方法（金融資産の分類及び測定モデルと整合的）
 - 密接に関連しているかをベースに分離する方法（金融負債の分類及び測定モデル、及び、現行の分離規準と整合的）
- 上記3つのアプローチを前提にすると、理論的には、金融資産及び金融負債の分離方法について、次の9通りの選択肢が考えられる。

		金融資産		
		分離しない	元利をベースに分離	密接に関連しているかをベースに分離
金融負債	分離しない	1	2	3
	元利をベースに分離	4	5	6
	密接に関連しているかをベースに分離	7	8	9

5. 分離方法に関する選択肢の検討

(1) 金融資産と金融負債とで非対称な分離方法を採用するアプローチ

- 理論的には、金融資産と金融負債とで非対称な分離方法を採用するアプローチ⁶は可能である。しかし、スタッフは、次のような理由から、非対称な分離方法を採用するア

⁶ 例えば、金融資産に対して元本と利息をベースとした分離方法を採用する一方、金融負債には密接に関連しているかをベースとした分離方法を採用するようなアプローチが考えられる。

アプローチ（６、８が該当）は便益がコストを上回ると考えており、これを推奨していない。

- 金融資産と金融負債とで非対称な分離方法を採用するアプローチは複雑すぎ、適用及び理解が困難であること。
- 特に元利をベースとした分離方法に追加的な要件を設ける場合、２つの分離方法は、多くの場合、同一の構成要素を識別することになること。

(2) 金融資産だけ、又は、金融負債だけを分離するアプローチ

- 金融資産と比較すると、金融負債の方が分離の必要性を正当化する根拠（特に、自己の信用リスクの問題への対応）が多い。このため、スタッフは、金融資産だけを分離するアプローチ（２、３が該当）は推奨していない。
- 他方、金融負債だけを分離するアプローチを採用することは可能かもしれないが、スタッフは、次のような理由から、元利をベースに金融負債だけを分離するアプローチ（４が該当）を推奨していない⁷。
 - 元利をベースとした分離方法は、元利をベースとした契約 CF 特性の評価をするモデルでのみ、機能すると考えられる（しかし、IFRS 第 9 号では、金融負債の分類・測定は元利のみをベースとしたモデルによっていない⁸。）
 - 金融負債について「密接に関連」しているかをベースに分離する現行実務があり、これまで、当該方法の維持を概ね支持をするというフィードバックが寄せられている。
 - 現行実務を変更することによって意図せざる帰結を生じさせるリスクがある。金融負債だけに分離を要求するのであれば、分離方法を変更する便益は乏しい。

(3) 金融資産について「密接に関連」しているかをベースに分離するアプローチ

- スタッフは、次の理由から、金融資産について「密接に関連」しているかをベースとした分離方法を採用するアプローチ（３、６、９が該当）を推奨していない。
 - 当該方法は、元利をベースとした金融資産の分類・測定モデルと整合しない⁹。仮に、密接に関連している組込デリバティブを含む複合金融資産をビジネスモデルに応じて測定されるべきと判断した場合、分類・測定モデル全体を変更することになる。

⁷ 密接に関連しているかをベースに分離する方法については、後段で検討されている。

⁸ FASB の分類・測定モデルは、元利のみをベースとしていないが方向性は整合的である。このため、元利をベースとした分離方法は、FASB には可能性のあるアプローチと考えられる。

⁹ 例えば、債券の支払金利が Libor × 1.5 で設定されている場合、密接に関連しているかをベースにした分離方法によると“double-double” test によって、レバレッジ要素を分離されないことになる。このため、金融資産の分類・測定モデルに基づき、債券全体が FVPL によって測定される。他方、支払金利が Libor × 20 で設定されている場合、債券は分離要件を満たすため、ビジネスモデルに応じて、主契約部分が償却原価で測定される可能性がある。

- このため、金融資産について密接に関連しているかをベースとした分離方法を採用する場合、分類・測定モデル全体を再検討する必要があるが、これは IFRS 第 9 号の修正を限定的にしようとする IASB の意図に反すると考えられる。このため、多くのスタッフはこの方法を推奨していない（少数ではあるが、仮に IASB/FASB が、密接に関連しているかをベースとした分離方法が金融負債について適切と判断し、対称性が重要と考えた場合、当該アプローチを検討すべきというスタッフの見解もある。）

(4) 上記以外の選択肢

- 上記(1)～(3)の選択肢は、上述の理由から採用が困難と考えられるため、残った選択肢について更なる検討を加えている（詳細：下記 A）～C)参照）。

（残った選択肢）

		金融資産		
債 負 債 債		分離しない	元利をベースに分離	密接に関連しているかをベースに分離
	分離しない	1(A)	2	3
	元利をベースに分離	4	5(C)	6
	密接に関連しているかをベースに分離	7(B)	8	9

（注）網掛部分は、スタッフが推奨していない選択肢。

A) 選択肢 A-金融資産・金融負債ともに分離しないアプローチ

- この選択肢による場合、IFRS 第 9 号と FASB の暫定モデルはともに変更される。特に、金融負債については分類・測定モデル全体(overall C&M model)の見直しが必要となる¹⁰。スタッフは、金融資産と同様のアプローチ（元利のみをベース）を適用し得るものと考えているが、当該アプローチを採用する場合、将来の会議において更なる分析を提示する予定である。
- 利害関係者から、これまで金融資産を分離しないことへの懸念が示されてきたが、スタッフは、2012年2月会議の暫定決定は当該懸念への対応に資するものと考えている。
- この選択肢は「分離しないアプローチ」に支持を示した関係者の見解に整合しており、金融資産と金融負債について対称性を確保することにつながる。
- 仮に IASB/FASB がこの選択肢を検討する場合、自己の信用リスクの問題への対応について検討する必要があるだろう。この点について、スタッフは、次の 2 つの方法があ

¹⁰ 2009 年に IASB が公表した公開草案において、金融資産及び負債の双方について元利をベースに契約 CF 特性の判断を行い、分離しないアプローチが提案されていた。

ると考えている。

- FVO が適用される金融負債と同様に、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動額を OCI に表示する方法
- 公正価値の変動額全てを純損益に表示することを要求した上で、包括利益計算書において、自己の信用リスクの変動部分について独立表示の要求を検討する方法

B) 選択肢 B-金融資産は分離せず、金融負債について密接に関連しているかをベースに分離するアプローチ

- この選択肢による場合、IFRS 第 9 号は変更されないが、FASB の暫定モデル（金融資産についても、密接に関連しているかを規準に分離を要求）が変更される。
- この選択肢は、自己の信用リスクに関する問題に対処するために、金融負債に関する分離についてより強い支持が示されたフィードバックと整合している。また、殆どの利害関係者から、密接に関連しているかをベースにした分離方法は複雑ではあるが、実務において良く機能しているとの見解が示されてきた。
- この選択肢は、金融資産と金融負債について対称性を確保することにつながるが、フィードバックにおいては、当該対称性について重要と考えていない者もいた。

C) 選択肢 C-金融資産及び金融負債双方について、元利をベースに分離するアプローチ

- この選択肢による場合、IFRS 第 9 号と FASB の暫定モデルはともに変更される。 IASB/FASB がこの選択肢を検討する場合、スタッフは、金融負債について元利をベースとした分類・測定モデルの採用に関する検討が必要になるだろうと考えている。
- 元本と利息をベースとに分離するアプローチを採用する場合、従来のルールベースの判断規準を原則ベースの判断規準に置き換えることが可能になる他、「密接に関連」の考え方に関する米国会計基準と IFRS の既存の差異を削除することが可能になるとの便益が指摘されている。他方、現行の定めによった場合とで結果は大きく変わらないと考えられる一方で新たな適用ガイダンスが必要になる他、コストが便益を上回る可能性がある、想定していない帰結を生じさせる可能性がある等の指摘がされている。
- IASB/FASB がこの選択肢を検討する場合、次の論点も検討する必要があるだろう。
 - 組込要素についてデリバティブの定義を満たすことを追加要件とすべきか。
 - 構成要素が別個に管理されていることを追加要件とすべきか。

6. スタッフからの提案

(1) スタッフからの提案 - 選択肢 A

- **スタッフは選択肢 A を推奨する。** 主な理由は、次の通り。
 - 金融商品会計における複雑性を軽減するという IASB/FASB の全般的で長期的な目的に合致するものであること。
 - IFRS 第 9 号及び FASB の暫定モデルにおける「元利のみ」の考え方に整合するも

のであること。

- 金融資産と金融負債の会計について、対称性の向上につながること。
- 「密接に関連」をベースとした分離要件を廃止するとともに、CF 特性の評価に関する要求を整合させることを通じて、収斂の程度を最大化することが可能となること。
- 自己の信用リスクの問題への対応について、スタッフは、次の方法を提案している。
 - IASB：FVO が適用される金融負債と同様に、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動額について OCI に表示することを提案。
 - FASB：スタッフが将来の会議で選択肢を提示予定。

(2) スタッフからの提案 - 選択肢 B

- IASB/FASB が選択肢 A を支持しない場合、多くのスタッフは選択肢 B を推奨する。 主な理由は、次の通り。
 - IFRS 第 9 号及び FASB の暫定モデルに存在する元利のみをベースとした考え方を維持するものであること。
 - 金融負債を分離することを通じて、自己の信用リスクの問題への対応に資すること。
 - 金融負債の分離に関する既存の実務を変更しないため、想定されていない帰結を生じさせるリスクを伴わないこと。
 - IFRS 第 9 号及び FASB の暫定モデルへの変更を最小限に留めるものであること。
 - FASB の暫定モデルにおける金融資産の分離を廃止することを通じて、元利をベースとした契約 CF 特性の評価と密接に関連しているかをベースにした分離方法との整合性を図ることが可能となる。
- この方法は、金融資産と金融負債の取扱いについて対称性を確保することにつながるが、便益が非対称性の問題点を上回ると考えられる。
- このアプローチを採る場合、FASB は CF 特性の評価が金融負債に必要なを検討することが必要と考えられる。この点について、スタッフは、将来の会議で選択肢を提示することを予定している。

(3) 提案しない選択肢- 選択肢 C

- スタッフは選択肢 C を推奨しない。
- スタッフは、この選択肢は分類・測定モデルと整合的ではあるが、現行実務（「密接に関連」をベースとした分離方法）を変更する便益を見出せないと考えている。仮に IASB/FASB がこの選択肢を検討する場合、スタッフは更なる論点の検討をする必要があると考えている。

7. 審議の結果

審議事項（４） - ３ -

IASB/FASB は、審議の結果、次の事項について暫定決定している（IASB の 11 名のメンバー、FASB は 5 名のメンバーがこの決定を支持）。

- 元本及び利息のみでない CF を含む金融資産は分離に適格とせず、それらの全体を、純損益を通じて公正価値で測定する資産に分類して測定する。
- 金融負債について、IFRS 第 9 号及び米国会計基準における既存の分離規準を用いて分離する。

また、IASB は、IFRS 第 9 号における「自己の信用」の要求事項を維持し、FASB は、今後の会議で「自己の信用」に関する表示の要求事項について議論することとされた。

以 上